会 議 記 録

会議名 決算特別委員会

開催日 令和2年9月24日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時02分

出席者 委 員 委員長 福 田 裕 司

森戸雅孝小平啓佑浅野貴之

川 上 均 大浦兼政 古沢 ちい子

大 谷 好 一 坂 東 一 敏 青 木 一 男

茂 呂 健 市 内 海 まさかず 小久保 かおる

針 谷 育 造 氏 家 晃 千 葉 正 弘

白石幹男 永田武志 福富善明

広瀬義明 関口孫一郎 針谷正夫

大阿久 岩 人 松 本 喜 一 梅 澤 米 満

中島克訓天谷浩明

議 長 小堀良江

傍 聴 者 入 野 登志子

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 佐 山 美 枝

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 新 村 亜希子

主 査藤澤恭之 主 査岩川成生

令和2年第6回栃木市議会定例会 決算特別委員会議事日程

令和2年9月24日 午前10時開議 議 場

- 日程第1 認定第1号 令和元年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和元年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和元年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和元年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定に ついて
- 日程第5 認定第5号 令和元年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算 の認定について
- 日程第6 認定第6号 令和元年度栃木市水道事業会計決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 令和元年度度栃木市下水道事業会計決算の認定について

◎開議の宣告

○委員長(福田裕司君) ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。 ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○委員長(福田裕司君) 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎認定第1号~認定第7号の各分科会分科会長報告、質疑、討論、採決

○委員長(福田裕司君) ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第1号から日程第7、認定第7号までの認定7件を一括して議題といたします。 ただいま議題となりました各案件につきましては、8月28日の当委員会においてそれぞれ所管の 分科会に送付されたものであります。このほどそれぞれの審査が終了しましたので、各分科会長の 報告を求めます。

初めに、総務分科会分科会長、中島克訓委員。

〔総務分科会分科会長 中島克訓君登壇〕

○総務分科会分科会長(中島克訓君) 決算特別委員会総務分科会長の中島克訓であります。ただい まから分科会長報告を行います。

本分科会は、去る9月7日、委員全員の出席の下開催し、送付された決算の認定1件について審査を行いました。以下、その審査の概要を順次申し上げます。

認定第1号 令和元年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、総合政策部所管についてであります。審査の過程では、ふるさと応援寄附金に関し、平成30年度決算と比べて寄附金が増えた要因を質したのに対し、増額となった要因については、大きく3点あると考えている。まず1点目は、ふるさと納税制度が厳格化されたことにより、特定の自治体に集中することなく、全国的に平準化が図られてきたこと、2点目として、地元企業であるサントリーのアルコール飲料や野田琺瑯の製品を返礼品として希望する方が非常に多かったこと、3点目は、台風第19号の災害支援に多くの寄附をいただいたことが主な要因として挙げられるとの答弁がありました。

また、本制度に対する市の考えを質したのに対し、ふるさと納税制度は、市の施策を評価いただき支援を受けるという理念の事業と捉えており、寄附者の思いに応えられるよう各種施策の向上を図ることが重要であると考えている。また、地元の特産物を返礼品としてPRすることで、本市の

産業振興にも大きく寄与することから、今後も積極的に本制度を活用し、財源涵養に努めていきたいとの答弁がありました。

また、併せて100歳ヒアリング事業費に関し、事業実績を質したのに対し、戦前の環境にやさしい暮らしを経験している90歳前後の方を対象に、暮らしの知恵や地域に伝承されている地域らしさについて話を伺い、今後の行政施策に反映させるとともに、各地域のまちづくりにつなげていきたいというものである。ヒアリングを16回行い、90歳前後の方16名、小学生12名、市職員18名が参加し、質問などを実施したとの答弁があり、これを受けて、小学生の参加者が少ないのではないかと質したのに対し、大平中央小学校の児童12名に参加いただいた。その後も幾つかの小学校に手を挙げていただいたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、現時点でヒアリングについては一時中断となっている。今後、状況を見極めながら再開についての検討を行うが、今回はこのような実状もあり、小学生の参加が少なかったと考えているとの答弁がありました。

また、聖火リレー事業費に関し、聖火リレーが延期となったことによる啓発用物品の取扱いを質したのに対し、聖火リレーについては、来年3月末に再度実施する予定であるが、大会組織委員会から、来年度も2020という名称を引き続き使用するとの見解が示されているため、作成した物品等については適切に活用していきたいとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、総務部所管中、自衛官募集事務費に関し、募集実績を質したのに対し、令和元年度が13名、 平成30年度が12名、平成29年度が13名の入隊実績となっているとの答弁があり、これを受けて、入 隊の推移を質したのに対し、平成27年度が7名、平成26年度が8名の入隊であったことから、若干 増加傾向にあると考えているとの答弁がありました。

次に、財務部所管中、自動車管理費(栃木)に関し、公用車の適正配置の取組状況を質したのに対し、令和元年度に公用車の集約を行い、その集約により余剰となった車両の売却等を実施したところである。また、適正な台数を算出するために、毎年稼働率の調査を実施しているが、令和3年度に組織の見直し等も予定されていることから、再度必要な調査を行い、適正な台数を導き出していきたいとの答弁があり、これを受けて、集約後の減少台数を質したのに対し、本庁の実績となるが、令和元年度は4台を余剰車両とみなし、オークション等で売却したところであるとの答弁があり、さらにこれを受けて、公用車を減らすことは難しい部分もあると思うが、費用対効果を踏まえ、本庁のみならず各総合支所を含めた市全体の問題として適正配置に努めていただきたいとの要望がありました。

また、債権管理指導事業費に関し、事業の効果を質したのに対し、本事業は職員向けの債権管理 研修や事務を執行する上で、不明な点等を弁護士に相談するという業務が主なものである。昨年度 は、メールによる相談を25件依頼し、各債権管理部署で疑問点を解消しながら事務を進めることが できたという点で、有益な事業であると考えているとの答弁がありました。このほかにも若干の質 疑応答がありました。

次に、消防本部所管中、119番外国人電話通訳事業費に関し、利用実績を質したのに対し、昨年度の利用実績は6件であり、内訳は、119番通報時の利用が4件、現場での利用が2件であった。通訳センターを含めた三者間の通話となるが、翻訳によるタイムラグは少ないとの答弁がありました。

なお、会計管理者、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局所管の質疑はありませんでした。

以上、当分科会の審査の概要を申し上げ、決算特別委員会総務分科会分科会長報告を終わります。 〇委員長(福田裕司君) 次に、民生分科会分科会長、氏家晃委員。

〔民生分科会分科会長 氏家 晃君登壇〕

○民生分科会分科会長(氏家 晃君) 決算特別委員会民生分科会長の氏家晃であります。ただいまから分科会長報告を行います。

本分科会は、去る9月8日、委員全員出席の下開催し、送付された決算の認定5件について審査を行いました。以下、その審査の概要を順次申し上げます。

まず、認定第1号 令和元年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、生活環境部所管についてであります。審査の過程では、衛生使用料に関し、聖地公園永 代使用料が増額した要因を質したのに対し、墓じまいをする方が増え、新たに聖地公園を申し込む 方が増えているためであるとの答弁があり、これを受けて、増加件数を質したのに対し、10件程度 増えており、昨年度は新たに22件の申請があったとの答弁がありました。

また、災害廃棄物処理事業費に関し、ごみ処理の進捗状況を質したのに対し、公費解体業務以外はほとんど終了しているが、個人の持ち込みが現在でも多少あるとの答弁がありました。

また、公害対策費(大平)に関し、支出の内容を質したのに対し、違法な土砂埋立てについて該 当箇所の全体像をつかむため、ドローンを使用した際の委託料であるとの答弁があり、これを受け て、違法な埋立て業者への対策を質したのに対し、西山田の件では業者と条例に関する捉え方の違 いがあったため、条例改正を検討しているとの答弁がありました。

また、ふれあいバス運行事業費に関し、公共交通の在り方を質したのに対し、蔵タクはコロナ感染症と台風19号による影響、また祝日が多かったことなどから、利用者数が6万2,000人から5万7,000人に減少した。現状9者14台の車両運行で賄っており、タクシー業者からは民業圧迫の観点から、提供できるのは14台が精いっぱいと言われている。蔵タクは上限6万2,000人の輸送量を基に計算しているので、健康な方はふれあいバスの利用をお願いしたいとの答弁があり、これを受けて、ふれあいバス利用者数の認識を質したのに対し、路線によって利用者数にばらつきがある。今後は、ばらつきの幅を小さくしていくように努めていきたいとの答弁がありました。

また、斎場再整備事業費に関し、新斎場建設の進捗状況を質したのに対し、今年7月に入札を予定していたが、コロナ感染症の影響で事業者との調整が難航し、9月に延期した。業者の選定も9月から11月に延期し、契約については来年3月議会に議案を提出する予定であるが、供用開始は当初の予定どおり令和5年10月で調整しているとの答弁があり、これを受けて、佐野地区衛生施設組合斎場負担金の在り方を質したのに対し、現在、藤岡、岩舟地域の方には佐野市の斎場を利用していただいているが、新斎場の供用開始に併せ、負担金の精算に向けて協議を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管中、災害援護資金貸付金に関し貸付実績を質したのに対し、23名に貸し付けたとの答弁があり、これを受けて、貸付金の回収方法を質したのに対し、私債権扱いになるが、福祉総務課で丁寧に対応していきたいとの答弁がありました。

また、被服・寝具その他生活必需品給与費に関し、地域によって配布される時期が異なった理由 を質したのに対し、初めての対応だったため認識不足もあり、遅延も生じてしまった。今後は適切 に対応していきたいとの答弁があり、これを受けて、遅延が生じた要因を質したのに対し、納品業 者が2者あり、事業者間の調整がうまくいかなかったためであるとの答弁がありました。

また、岩舟健康福祉まつり負担金に関し、事業の継続性を質したのに対し、市民健康まつりと一本化することも協議しているが、ぜひとも岩舟地域に残してもらいたいとの要望が地元からあるとの答弁があり、これを受けて、ほかのイベント等も一本化しているので、ぜひとも調整していただきたいとの要望がありました。

また、社会福祉協議会補助金に関し、職員の退職に関する認識を質したのに対し、今年度退職者が何名かいた。理由については関知していないが、見過ごすことはできないと思っているとの答弁があり、これを受けて、社協の経営的な不安要素を質したのに対し、令和元年度は約7,000万円の赤字があり、ここ数年で1億円前後の赤字が続いている。合併により事業規模が大きくなっていることから、事業の整理も必要だと考えているとの答弁があり、さらにこれを受けて、内部留保の金額を質したのに対し、社協は介護保険が始まった際の内部留保が流動資産に6億円強ほどある。この資金があるうちに、今後の対応策を考えていきたいとの答弁がありました。

次に、こども未来部所管中、子育て世代応援テレワーク推進委託費に関し、事業の成果を質したのに対し、昨年度2月末までの事業で7名が研修に参加し、パソコン等のスキル向上を図っていただいたが、コロナ感染症の影響で現在は事務所を閉鎖しているとの答弁があり、これを受けてテレワーカーのその後を質したのに対し、7名のうち5名は引き続き業務を行うこととなった。そのうちの1名は請負で別の業務を行い、残りの4名はパート採用されたが、うち3名は退職し、残りの1名は現在も業務を継続しているとの答弁があり、さらにこれを受けて、今後の事業展開を質したのに対し、コンソーシアム事業としてテレワーカーの養成とテレワークの推進のうち、今後はテレワークの推進がメインになっていくと思うとの答弁がありました。

また、子育て支援施設子どもの遊び場整備事業費に関し、事業の現状を質したのに対し、昨年度、建物の解体が終了した。現在は事業が延期中のため、更地のままであるとの答弁があり、これを受けて、事業継続の判断時期を質したのに対し、事業については台風19号で延期となっており、補助金に関連して国にも報告をしたが、いつまでにとは言われていない。今後の整備については、5年後を目途に検討していくとの答弁がありました。

また、保育園給食調理業務委託費に関し、増額となった要因を質したのに対し、新たに保育園1か所分の給食調理業務を民間に委託したためであるとの答弁があり、これを受けて、今後の方針を質したのに対し、はこのもり保育園で令和3年度から民間委託を行うが、不測の事態が発生したときに迅速な対応ができるようにするために実施するものであるとの答弁があり、さらにこれを受けて、民間委託に関する議会への説明責任を質したのに対し、今年の3月議会で今年度当初予算の議決をいただいたが、調理業務の民間委託に限らず、内容を見極めながら議員研究会等で説明を行っていくとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、認定第2号 令和元年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、災害臨時特例補助金に関し、補助金の内訳を質したのに対し、台風19号被災者分の2,064万1,000円と、東日本大震災分の59万7,000円であるとの答弁があり、これを受けて災害で減免された人数を質したのに対し、台風19号関係は1,397世帯で2,264人分、東日本大震災関係は7世帯で12人分であるとの答弁がありました。

また、データヘルス事業費に関し、職員人件費の在り方を質したのに対し、月額報酬であるとの 答弁がありました。

また、事業対象者数を質したのに対し、健診異常放置者受診勧奨事業については、494人に通知 を発送したとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、認定第3号 令和元年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、後期高齢者医療保険料に関し、歳入と歳出が前年度と比べて若干増えている要因を質したのに対し、後期高齢者の被保険者数が増えていることが主な要因であるとの答弁がありました。

次に、認定第4号 令和元年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定に ついてであります。本案につきましては質疑がありませんでした。

次に、認定第5号 令和元年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、介護予防サービス計画委託費及び介護予防ケアマネジメント委託費に関し、ケアプランの作成数を質したのに対し、介護予防サービス計画が6,751件、第1号介護予防ケアマネジメントが6,077件であるとの答弁があり、これを受けて、全体的な傾向を質したのに対し、平成29年度に総合事業が始まり、ケアマネジメント委託料が伸びてきた状態だったが、逆に今度は介護予防計画のほうに動いている状況が見られるとの答弁があり、これを受け

て、傾向に対する分析を質したのに対し、今までホームヘルプ、デイサービスのみ利用していた方が、ショートステイなどを利用するようになってきている状況と分析しているとの答弁がありました。

以上、当分科会の審査の概要を申し上げ、決算特別委員会民生分科会分科会長報告を終わります。 〇委員長(福田裕司君) 次に、産業教育分科会分科会長、針谷正夫委員。

〔産業教育分科会分科会長 針谷正夫君登壇〕

○産業教育分科会分科会長(針谷正夫君) 決算特別委員会産業教育分科会長の針谷正夫であります。 ただいまから分科会長報告を行います。

本分科会は、去る9月9日、委員全員の出席の下開催し、送付された決算の認定1件について審査を行いました。以下、その審査の概要を順次申し上げます。

認定第1号 令和元年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、産業振興部についてであります。審査の過程では、新規就農支援事業費に関し、支援の内容及び期間を質したのに対し、市単独補助である新規就農サポート事業費補助金は、年間30万円を限度に2回まで交付し、国庫補助である青年就農補助金は年間150万円、夫婦の場合は年間225万円を最大5年間交付している。また、国による就農準備への補助制度もあることから、新規就農者は、就農準備の段階から最大で7年間の支援を受けることができるとの答弁があり、これを受けて、本市の農業従事者の状況を質したのに対し、高齢化や担い手不足により廃業する方が多くいると認識しているとの答弁があり、さらにこれを受けて、本市の農業を守っていくための計画は定めているかと質したのに対し、本市の農業の将来像を描いた栃木市農業ビジョンが策定されているとの答弁がありました。

また、道の駅みかも管理運営費に関し、ジェラート製造機械購入の業者選定方法を質したのに対し、入札により選定を行った。7者の入札があったとの答弁がありました。

また、ジェラートの売上額を質したのに対し、昨年度下半期の売上げは577万8,980円で、前年度 比101.4%であったとの答弁があり、これを受けて、売上金額に対し、公費による810万円の機械購入は高額であると言わざるを得ない。費用対効果をよく研究していただきたいとの要望がありました。

また、商店会活性化補助金に関し、補助金により実施された事業を質したのに対し、こいのぼりの掲揚、とちぎ山車まつり~春の陣~、人形まつり等が実施されたとの答弁があり、これを受けて、栃木地域だけではなく、各地域の商店会についても均等に予算を配分し、全地域の活性化を目指していただきたいとの要望がありました。

また、企業立地促進事業費に関し、事業内容を質したのに対し、立地した区域により、5年間または2年間、固定資産税及び都市計画税相当額を交付する立地奨励金と、宇都宮西中核工業団地の

用地取得額の10%を交付する用地取得奨励金を交付するというものであるとの答弁があり、本事業の実施による地方交付税の影響を質したのに対し、約1億7,000万円の減額になるとの答弁がありました。

また、国庫補助事業プレミアム付商品券事業費に関し、販売対象者及び販売実績を質したのに対し、低所得者と3歳未満児のいる子育て世帯が対象であり、15万冊の発行を予定していたが、実際には4万471冊の発行であったとの答弁があり、消費税増税対策としての効果を質したのに対し、同時期に実施したとち介商品券と合わせると4億円分ほどの商品券が市中に出回ったことになる。ある程度の消費喚起につながり、一定の効果があったと考えているとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、教育部所管中、適応指導教室運営事業費に関し、指導員の配置及び活動状況を質したのに対し、市内5か所の教室に合計13名の指導員を配置している。指導員は電話相談や家庭及び学校への訪問も行い、昨年度の電話相談は合計1,211件、訪問は合計117件であったとの答弁があり、これを受けて、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、保護者や子供たちの不安は高まっている。指導員等の適切な配置に努めていただきたいとの要望がありました。

また、スクール・サポート・スタッフ配置事業費に関し、スタッフの配置及び業務内容を質したのに対し、大平中央小と大平南中にそれぞれ1名ずつ配置している。児童生徒への配布物の印刷等、教員の事務処理等をサポートしているとの答弁があり、これを受けて、今後のスクール・サポート・スタッフの配置を質したのに対し、他校からも配置の要望が出ている。国庫補助制度を活用すれば、より多くのスクール・サポート・スタッフを配置できると考えるが、県が国への要望を行わないため、活用できない状況である。国庫補助制度の活用を県に働きかけているところであるとの答弁がありました。

また、小・中学校就学援助事業費に関し、援助対象者数及び援助率を質したのに対し、小学校が596名、就学援助率が7.84%、中学校が332名、就学援助率8.59%である。児童生徒数が減少している一方で、対象者は増加しているとの答弁があり、これを受けて、援助対象者及び援助費目を拡大する考えはないかと質したのに対し、近隣自治体とのバランスを取りながら検討していきたいとの答弁がありました。このほかにも若千の質疑応答がありました。

次に、生涯学習部所管中、図書館管理運営委託事業費に関し、管理運営状況を質したのに対し、 図書館計画に基づき指定管理者と連携して管理運営を行っている。図書購入リクエストサービスや 移動図書館サービス等を実施し、利用者の公平性と利便性に配慮しているとの答弁があり、これを 受けて、指定管理による管理運営を慎重に検証し、理想的な図書館運営を行っていただきたいとの 要望がありました。

また、(仮称)文化芸術館等整備事業費に関し、工事の進捗率及び開館予定を質したのに対し、 令和2年8月末現在の進捗率は、(仮称)文化芸術館が28.29%、(仮称)文学館が63.1%であり、 開館は令和4年度中を予定しているとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありま した。

以上、当分科会の審査の概要を申し上げ、決算特別委員会産業教育分科会分科会長報告を終わります。

○委員長(福田裕司君) 次に、建設分科会分科会長、永田武志委員。

〔建設分科会分科会長 永田武志君登壇〕

○建設分科会分科会長(永田武志君) 決算特別委員会建設分科会長の永田武志でございます。ただいまから分科会長報告を行います。

本分科会は、去る9月10日、委員全員の出席の下開催し、送付された決算の認定3件について審査を行いました。以下、その審査の概要を順次申し上げます。

まず、認定第1号 令和元年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、建設部所管についてであります。審査の過程では、急傾斜地崩壊対策事業負担金に関し、 事業主体を質したのに対し、事業主体は県で、市は負担金を出しているとの答弁があり、これを受 けて、場所の選定は県が行っているのかと質したのに対し、県が現場を確認し、採択要件を満たし ているかどうかで決定しているとの答弁がありました。

また、市道各号線交通安全施設整備事業費に関し、見づらくなった区画線への対応状況を質したのに対し、ふれあいトークや地域からの要望に対しては、現地を十分に調査した上で補正予算を計上して対応するようにしているとの答弁があり、これを受けて最近は自動車の性能がよくなり、区画線を感知して走る自動車もあるので、その性能に合わせた安全確保に努めていただきたいとの要望がありました。

また、道路使用料に関し、電柱の敷地占用使用料の単価を質したのに対し、栃木市道路占用料徴収条例において、一般的な第二種電柱は1本当たり680円と定めているとの答弁がありました。

また、都市公園等占用使用料に関し、前年度よりも大きく増額となった理由を質したのに対し、 3年に1度の高圧線の線下補償料が入ったためであるとの答弁がありました。このほかにも若干の 質疑応答がありました。

次に、都市整備部所管中、市営住宅解体事業費に関し、解体工事の実施件数を質したのに対し、 3件の解体工事を実施したとの答弁があり、これを受けて、老朽化した市営住宅の解体予定を質し たのに対し、公営住宅等長寿命化計画を策定しており、計画に基づき用途廃止をしながら解体を行 っていく予定であるとの答弁がありました。

また、移住体験施設使用料に関し、施設の利用料と利用者数を質したのに対し、移住体験施設は やどかりの家と蔵人館の2施設があり、使用料はそれぞれ1泊2,000円であるが、1か月間の利用 で30,000円を上限に設定している。利用者数については、やどかりの家が22組55人、蔵人館が19組 41人であるとの答弁がありました。

また、社会資本整備総合交付金(空き家対策総合支援事業補助金(除却事業タイプ))に関し、空き家解体補助金の支給件数を質したのに対し、110件であるとの答弁がありました。

なお、上下水道局所管の質疑はありませんでした。

次に、認定第6号 令和元年度栃木市水道事業会計決算の認定についてであります。審査の過程では、管路耐震化事業費に関し、管路の耐用年数を質したのに対し、法定耐用年数は40年であるが、40年で布設替えをすることは財政的に厳しいため、水道ビジョンにおいて管種ごとの目標耐用年数を定めている。鋳鉄管については80年、ビニル管や石綿管については40年としているとの答弁がありました。

次に、認定第7号 令和元年度栃木市下水道事業会計決算の認定についてであります。本案については質疑はございませんでした。

以上、当分科会の審査の概要を申し上げ、決算特別委員会建設分科会分科会長報告を終わります。

○委員長(福田裕司君) 以上で各分科会長の報告は終わりました。 ただいまから各分科会の分科会長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ただいまから討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福田裕司君) ないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

川上均委員。

[川上 均委員登壇]

○委員(川上 均君) 4番議員、日本共産党栃木市議団、川上均であります。私は認定第1号、第 2号、第3号、第4号の各会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論をいたします。

最初に、認定第1号 令和元年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、2019年は消費税の10%への増税、台風19号の水害、年が明けて新型コロナの発生で、市民生活は二重、三重の困難に直面することになりました。このような状況の中で、市として最大限、市民の暮らしと福祉を守ることが求められていると考えます。

一般会計の決算の内容を見ますと、台風災害で甚大な被害を受け、復旧、復興が最優先となり、 子供の遊び場をはじめ大型の事業が幾つか延期となりました。賢明な判断であると思いますが、以 下の点を指摘しなければなりません。

総務費、マイナンバーカード関係ですが、交付率13%で、マイナポイントなど様々な特典をつける中でも進んでおりません。必要性がほとんどない制度は、やめるべきであると考えます。

民生費では、人権問題対策での支出は特定団体への支出となり、検討が必要であると思います。 近年、ジェンダー平等が世界的なテーマとなってきています。新内閣の閣僚も女性大臣がたったの 2人となってしまい、国も地方もジェンダー平等の視点で人権も考える必要があると思います。

子育て支援、少子化対策、就学援助なども拡大、充実を求めておきたいと思います。中でも保育の問題では、幼保無償化の中、置き去りの保育士の処遇改善が必要であると考えます。非正規保育士の正規化を求めます。

農水費では、深刻である農業従事者の高齢化対策、新規就農者の支援、農業を基幹産業にしてい くことなど、さらなる拡充を求めます。

商工費では、産業団地への企業呼び込み策が、必要以上の優遇となっていると考えます。企業立 地奨励金で数億円の固定資産税、都市計画税相当額の補助は、地方交付税の大幅減額となって跳ね 返り、回収に年数がかかり過ぎるという問題があります。

教育費関係では、就学援助が全国平均から比べ低いこと、PTA会費、クラブ活動費も含むようにするべきです。また、コロナ禍の中で教員の負担軽減、少人数学級の実現も必要であると考えます。

以上の点を踏まえ、一般会計決算に対する反対討論といたします。

次に、認定第2号 令和元年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてになります。高過ぎて払えない国保税は、今や全国の自治体の共通認識になっていると考えます。全国知事会も1兆円の公費投入を国に強く要望しています。一刻も早い大幅引下げが必要であるのではないでしょうか。

しかし、決算では17億円の財政調整基金があり、コロナ禍の中でさらに黒字が積み上がることが はっきりしました。引下げが可能であると思います。

また、人数により均等割で増えていくのも子育て支援に逆行しています。軽減が必要です。

資格証明書の発行は減っていますが、お隣の小山市はゼロになったと聞きました。保険証の取上 げは過酷過ぎます。

以上の点を指摘いたします。

次に、認定第3号 令和元年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてになります。後期高齢者医療制度は、高齢者に際限のない保険料の値上げを押しつけるが明白になっています。国が計画している2割負担が実施されれば、場合によっては2倍の医療費になることもあります。高齢者差別の医療制度は、やめるべきです。国の制度であり、市は業務を行うわけですが、国に対し廃止の決断を求める立場から反対をいたします。

最後に、認定第4号 令和元年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定 についてになります。介護保険は総合事業が始まり、要支援1・2の介護保険外しが行われたわけ ですが、さらに要介護者まで総合事業の対象にするということが、最近、厚労省から示され、重大 な問題となっております。介護保険スタート時点から見れば、制度の変質が何度も行われてきてい ると言わざるを得ません。国の制度であり、市は業務を行うわけですが、介護福祉事業の後退は許 されない立場から反対を表明いたします。

以上で反対討論といたします。

○委員長(福田裕司君) 針谷育造委員。

〔針谷育造委員登壇〕

○委員(針谷育造君) 創志会、13番、針谷育造です。令和元年度栃木市一般会計歳入歳出決算の中から、ふるさと納税寄附制度、寄附金について反対討論をしたいと思います。

本来、税は応能負担が大原則であり、公平性、公正性がなければなりません。2007年、ふるさと納税の発案者が菅総理大臣であることは、ご承知のとおりであります。そのときの総務省自治税務局長だった平嶋彰英氏は、法律に返礼品の規制に関する規定を盛り込もうとしましたが、内閣法制局が難色を示したため、自治体への通知のみで菅大臣は押し切りました。

2015年、さらに寄附控除倍増とワンストップ特例導入通知を出せば、みんなが言うことを聞くと指導した結果、導入が進み、急増をしたということになります。やらなければ損だと国民も自治体も目の色を変えたと言われております。高所得者を優遇することになると考えた平嶋氏は、局長就任後、返礼品のルールをつくるべきと菅氏に進言しました。自治体の現場は、生活に困っている人にも住民税を払ってもらっている。その横で、高所得者の節税対策をさせてはいけないと進言した結果、自治大学校に左遷をされた。これは9月16日の下野新聞で報道されました。

栃木市の5年間の収支状況はどうなっているのか調べてみました。市民の市外寄附分を差し引くと、平成27年は1,547万904円黒字でありました。平成28年は861万8,151円の赤字、平成29年は1,757万5,976円の赤字、平成30年は2,904万4,123円の赤字であります。令和元年8,606万1,783円の黒字、やっと黒字になった。しかし、黒字になれば交付税は削減される制度であります。赤字になれば補填されるというが、その実数は誰も分からないブラックボックスであります。

黒字の要因は、先ほどもありましたように、大阪府の泉佐野市などがふるさと納税から外されたために、各地方都市へ分散したようだと当局の答弁を聞いたような気がしております。泉佐野市は国を相手に提訴、大阪地裁・高裁では敗訴するが、最高裁はこれを取消し、泉佐野市が勝訴、最高裁は返礼品を規制する法的な決まりはなく、総務省の数字があるだけだったと退けております。泉佐野市の寄附集めに最高裁は苦言を呈しつつも、過去の合法的な行いを持ち出して不利益を課すことは許されないといたしました。私は当然の結果であるというふうに思っております。

例えば、100万円を寄附すると税金が99万8,000円少なくなり、さらに寄附に応じた高額な返礼品がもらえる。高所得者ほど返礼品と税額2,000円でほくほくする制度であります。納税には値いたしません。地方税は自治体から受ける行政サービスへの対価であるという原点に立ち返るべきであると思います。税というなら、返礼品廃止は当然であると思います。

しかし、国は反省すらしておりません。「ふるさと納税に新型コロナ対策の恩恵、返礼品増量に 波紋」と下野新聞が8月1日に報じております。和牛やホタテを増量してお届けします。農水省が 落ち込む特産品の販売を支援するとして、ふるさと納税で通常認められない返礼品を増量して送る キャンペーンまで始めております。税制度を国自ら壊しているのが、これらの制度であります。心 ある税法学者は、目の前にニンジンをぶら下げられて疾走する馬ならぬ自治体の姿に哀れさえ覚え ると嘆いております。取らなければ奪われる。ばからしいけれども、やらなければやられるとの悲 痛な響きが職員等からも聞こえてくるような気がいたしております。

だけれども、やめられない、止まらない。もがけばもがくほど深みにはまる様子は、まさにアリ 地獄であります。ここから脱出できる道は、アリ地獄を壊すしかないと私は思います。果てしない 競争に終止符を打つのは、地方六団体の知事、市長、町村長、県市町村議会議長の地方六団体の結束であると思います。栃木市長、議長が奮闘することが必要であり、このとめどない泥沼から抜け 出す道であると思います。

ふるさと納税制度は廃止して、交付税の改善を図るべきであることを申し上げ、反対討論といた したいと思います。

○委員長(福田裕司君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福田裕司君) ないようですので、これをもちまして討論を終了いたします。

ただいまから各案件について順次採決を行います。

初めに、認定第1号 令和元年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。 本決算は認定すべきものとすることに賛成の委員は、賛成のボタンを押してください。

〔投票〕

○委員長(福田裕司君) ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福田裕司君) なしと認め、採決を確定いたします。

賛 成 森戸雅孝 小平啓佑 浅野貴之 大浦兼政 古沢ちい子 大谷好一 坂東一敏 青木一男 茂呂健市 小久保かおる 氏家 晃 千葉正弘 永田武志 福富善明 広瀬義明 関口孫一郎 針谷正夫 大阿久岩人 松本喜一 梅澤米満 中島克訓 天谷浩明

反 対 川上 均 内海まさかず 針谷育造 白石幹男

○委員長(福田裕司君) 賛成多数であります。

したがって、認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号 令和元年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決 いたします。

本決算は認定すべきものとすることに賛成の委員は、賛成のボタンを押してください。

〔投票〕

○委員長(福田裕司君) ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福田裕司君) なしと認め、採決を確定いたします。

賛 成 森戸雅孝 小平啓佑 浅野貴之 大浦兼政 古沢ちい子 大谷好一 坂東一敏 青木一男 茂呂健市 内海まさかず 小久保かおる 針谷育造 氏家 晃 千葉正弘 永田武志 福富善明 広瀬義明 関口孫一郎 針谷正夫 大阿久岩人 松本喜一 梅澤米満 中島克訓 天谷浩明

反 対 川上 均 白石幹男

○委員長(福田裕司君) 賛成多数であります。

したがって、認定第2号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号 令和元年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採 決いたします。

本決算は認定すべきものとすることに賛成の委員は、賛成のボタンを押してください。

〔投票〕

○委員長(福田裕司君) ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福田裕司君) なしと認め、採決を確定いたします。

賛 成 森戸雅孝 小平啓佑 浅野貴之 大浦兼政 古沢ちい子 大谷好一 坂東一敏 青木一男 茂呂健市 小久保かおる 氏家 晃 千葉正弘 永田武志 福富善明 広瀬義明 関口孫一郎 針谷正夫 大阿久岩人 松本喜一 梅澤米満 中島克訓 天谷浩明

反 対 川上 均 内海まさかず 針谷育造 白石幹男

○委員長(福田裕司君) 賛成多数であります。

したがって、認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号 令和元年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとすることに賛成の委員は、賛成のボタンを押してください。

〔投 票〕

○委員長(福田裕司君) ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福田裕司君) なしと認め、採決を確定いたします。

賛 成 森戸雅孝 小平啓佑 浅野貴之 大浦兼政 古沢ちい子 大谷好一 坂東一敏 青木一男 茂呂健市 内海まさかず 小久保かおる 針谷育造 氏家 晃 千葉正弘 永田武志 福富善明 広瀬義明 関口孫一郎 針谷正夫 大阿久岩人 松本喜一 梅澤米満 中島克訓 天谷浩明

反 対 川上 均 白石幹男

○委員長(福田裕司君) 賛成多数であります。

したがって、認定第4号は認定すべきものと決定いたしました。 次に、認定第5号から認定第7号までの認定3件を一括して採決いたします。

各決算は認定すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福田裕司君) ご異議なしと認めます。

したがって、各決算は認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長(福田裕司君) 以上で当委員会の審査は終了いたしました。 審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。 これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

(午前11時02分)